



# るもい労働衛生通信

## [vol.7]



留萌労働基準監督署

←HPはこちら

## ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策

### 「一次予防」

ストレスチェック制度の活用や職場環境等の改善を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止すること

### 「二次予防」

メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行うこと

### 「三次予防」

メンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰の支援等を行うこと

事業者は、上記の3つの予防が円滑に行われるようにするために、一次予防を主な目的とした**ストレスチェック制度**の実施を推進することが重要です。

以下の「4つのケア」を効果的に推進し、**職場環境等の改善、メンタルヘルス不調者への対応、休業者の職場復帰のための支援等**が円滑に行われるようにすることもあわせて必要です。

### 4つのケア

#### セルフケア

事業者は労働者に対して、次に示すセルフケアが行えるように教育研修、情報提供を行うなどの支援をすることが重要です。

また、管理監督者にとってもセルフケアは重要であり、事業者はセルフケアの対象として管理監督者も含めましょう。

- ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解
- ストレスチェックなどを活用したストレスへの気付き
- ストレスへの対応

#### ラインによるケア

- 職場環境等の把握と改善
- 労働者からの相談対応
- 職場復帰における支援、など

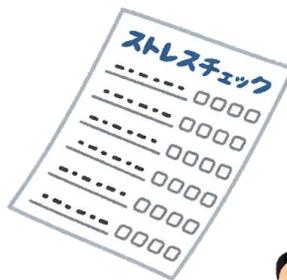
#### 事業場内産業保健スタッフ等<sup>※1</sup>によるケア

事業場内産業保健スタッフ等は、セルフケア及びラインによるケアが効果的に実施されるよう、労働者及び管理監督者に対する支援を行うとともに、次に示す心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を担うこととなります。

- 具体的なメンタルヘルスキアの実施に関する企画立案
- 個人の健康情報の取扱い
- 事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口
- 職場復帰における支援、など

#### 事業場外資源<sup>※2</sup>によるケア

- 情報提供や助言を受けるなど、サービスの活用
- ネットワークの形成
- 職場復帰における支援、など



℞厚生労働省リーフレット  
「職場における心の健康づくり  
～労働者の心の健康の保持増進の  
ための指針～」から引用

※1 それぞれの事業場内産業保健スタッフ等の役割は以下のとおり。

- 産業医等：労働者の健康管理を担う専門的立場から対策の実施状況の把握、助言・指導などを行う。また、ストレスチェック制度及び長時間労働者に対する面接指導の実施やメンタルヘルスに関する個人の健康情報の保護についても、中心的役割を果たす。
- 衛生管理者等：教育研修の企画・実施、相談体制づくりなどを行う。
- 保健師等：労働者及び管理監督者からの相談対応などを行う。
- 心の健康づくり専門スタッフ：教育研修の企画・実施、相談対応などを行う。
- 人事労務管理スタッフ：労働時間等の労働条件の改善、労働者の適正な配置に配慮する。
- 事業場内メンタルヘルス推進担当者：産業医等の助言、指導等を得ながら事業場のメンタルヘルスキアの推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者は、衛生管理者等や常勤の保健師等から選任することが望ましい。ただし、労働者のメンタルヘルスに関する個人情報を取り扱うことから、労働者について人事権を有するものを選任することは適当ではない。なお、ストレスチェック制度においては、ストレスチェックを受ける労働者について人事権を有する者はストレスチェック実施の事務に従事してはならない。

※2 事業場外資源には、都道府県産業保健総合支援センターや医療機関などがある。

# 新たな化学物質規制について

## 【令和5年4月1日施行の事項・その2】

化学物質による労働災害を防止するため、**労働安全衛生規則等の一部**が改正されました（令和4年5月、令和5年4月、令和6年4月に順次施行）。  
**事業者をはじめとする関係者の皆様へ**、改正の内容を複数回に分けて、不定期に解説します。

### 皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性  
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質

#### ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：義務

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：努力義務

### SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- ・ 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- ・ 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載が必要**になります。
- ・ 「**人体に及ぼす作用**」を定期的（5年以内ごとに1回）に**確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ **リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合**
- ✓ **自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合**



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メールの送信



HPのURLや二次元コードの伝達

### 自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づく**露低減措置**

健康診断結果やそれに基づく**措置**

雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が**全業種**が必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前  
一部の業種は除外

改正後  
全ての業種

### がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、**1年以内に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければなりません。**

また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

### がん原性物質の作業記録の保存

リスクアセスメント対象物のうち、**労働者ががん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。**

また、その記録を**30年間保存**しなければなりません。

厚生労働省リーフレット

「新たな化学物質規制が導入されます」から引用

職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

- ・ 食料品製造業  
食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。
- ・ 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

↑厚生労働省リーフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」から引用↑

この情報の詳細については、**留萌労働基準監督署 監督・安衛課**  
(TEL：0164-42-0463)までお問い合わせください。

事業者が行うべきこと

□ 事業場で使用している**化学物質のSDSを確認し、左の2つのGHS絵表示のうち、どちらかの表示があれば、労働者に保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用をさせること**

□ 化学物質のSDSの記載内容について、**更新の有無を確認し、更新があれば、リスクアセスメントを実施すること(実施の目安は3年に1回)**

□ 化学物質を別の容器に移し替えて、事業場内で保管する場合は別の容器に**①名称、②人体に及ぼす作用の2つを明示すること**